

Weekly Report

第 784 号

令和7年2月17日

外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直し

外国人旅行者等に対して消費税を免除して販売された物品が国外に持ち出されずに国内で横流しされる等の不正利用が多発していることから、令和7年度税制改正大綱において、国外への持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する仕組み（リファンド方式）に見直すことなどが盛り込まれました。

◆主な見直し内容は

外国人旅行者向け免税制度は現行、免税店（輸出物品販売場）が外国人旅行者等に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合に消費税が免除される制度ですが、次のような見直しを行い、一部を除き令和8年11月から適用する予定です

◎免税方式の見直し（リファンド方式）……免税店は対象物品を税込価格で販売し、出国時に税関で持ち出しが確認された場合は購入者へ消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直します。免税購入対象者が免税店での購入から90日以内に税関の持ち出し確認を受けた場合に免税販売が成立します。

◎免税販売要件の見直し……リファンド方式への見直しに伴い、免税販売に係る各種要件について、①一般物品と消耗品の区分を廃止する、②消耗品について、同一店舗一日当たりの購入限度額（50万円）及び特殊包装を廃止する、③免税対象物品の要件であった「通常生活の用に供するもの」を廃止する、といった見直しを行います。

◎その他……* 税抜100万円以上の免税品について、商品を特定するための情報（シリアルナンバー、ブランド名、型番等）を国税庁に提供する、* 免税店で購入後、郵便局等から免税品を別送できる取扱いを廃止する（令和7年4月から適用）、など。

提出した確定申告書に誤りがあった場合は

令和6年分の所得税の確定申告が始まりましたが、提出した申告書の内容に誤りがあった場合は、申告期限内であれば訂正した申告書を再提出します（最後に提出した申告書が取扱われます）。

申告期限後に誤りを発見し、納付する税金を多く申告又は還付される税金を少なく申告していた場合は「更正の請求」という手続きを行うことで税金が還付されます。

また、納付する税金を少なく申告又は還付される税金を多く申告していた場合は「修正申告」により誤った内容を訂正し、税金を納付します。修正申告により新たに納める税金は修正申告書の提出日に延滞税と併せて納付する必要があります。

令和7年度の協会けんぽ保険料率は

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）における令和7年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用となります。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は、据置きの大分県を除き改定となり、引上げが28道県、引下げが18都府県です。

また、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.59%（現行1.60%）に引下げとなります。